

令和5年以降の  
標津町成人式は  
20歳が対象です

民法改正に伴い、令和4年4月1日より成年年齢が  
20歳から18歳へ引き下がりますが、令和5年以降の  
成人式はこれまで同様、20歳を迎える方を対象に  
「標津町二十歳のつどい(※仮称)」として開催します

※名称は「標津町二十歳のつどい(仮称)」で検討し今後決定します

詳しい最新情報は町HP等をご覧ください



町教育委員会 HP



あすばる instagram

